

## 第10編の2

在留資格の取消し等

## 第10編の2 在留資格の取消し等

第1章 在留資格の取消し	1
第1節 総則	1
第1 原則の趣旨	1
第2 取消しの対象	2
第3 取消事由（入管法第22条の4第1項）	3
第4 各用語の意義等	9
第5 取消事由該当性の判断に係る留意事項	16
第6 権限委任・専決	21
第7 管轄等	21
第2節 取消手続の開始	22
第1 在留資格取消台帳への登載	22
第2 取消し記録の作成等	23
第3 事実の調査	24
第3節 意見聴取	24
第1 意見聴取前の手続	24
第2 意見聴取	34
第4節 処分等	41
第1 取消しの可否の決定	41
第2 措置	42
第3 条件の変更等	50
第4 出国の確認	52
第5 在留資格取消手続の終止	52
第6 取消し記録の取扱い等	53
第4節の2 送達	54
第1 送達する書類	54
第2 送達の方法と手続	54
第3 意見聴取通知書の送達	62
第4 在留資格取消通知書の送達	63
第5節 特則・その他	64

第1	退去強制手続中の者に対する取消しの特則	64
第2	刑事手続中の者に対する取消しの特則	66
第3	本庁報告	67
第4	その他	67
第2章	その他の取消し	72
第1節	再入国の許可の取消し	72
第1	対象	72
第2	取消手続	72
第2節	数次入国査証の取消し	73
第1	在留資格の変更等に伴う取消し	73
第2	不許可処分に伴う取消し	73
第3	取消手續	74
第3節	その他	74
第1	特例上陸許可の取消し	74
第2	在留資格認定証明書の取消し	74
第3	資格外活動許可の取消し	74
第3章	様式	75